

平成 23 年 6 月 21 日

第 13 回 栃木市自治基本条例市民会議 議事要旨

日 時： 平成 23 年 6 月 15 日（水）午後 7：00～9：00

場 所： 市役所 3 階 正庁

出席者： 児玉委員長他市民会議委員 33 名、オブザーバー（西方町）1 名
事務局：高橋課長他 9 名

議事要旨

(1) グループ討議 議題：条例骨子の検討
(交流、まちづくり活動への支援、広域連携、国際交流、モニタリング、条例の見直し)

○ 委員長

- ・ 今回の検討項目は旧大平町の自治基本条例に規定されたものが多く、「交流」、「連携」に関わるもの。
- ・ 残りは旧栃木市の条例に規定されていた条例自体の進行管理に関わる「モニタリング」や「条例の見直し」。
- ・ 班別で議論をするのは今回が最後であり、次回はこれまでの議論を基にした条例骨子案を全体で確認していく。更に条例骨子を条例素案にまとめ、最終的に住民説明会を開催しなければならない。住民説明会は各地域ごとの開催となるので、委員の皆様にも骨を折ってもらうことも多々あると思う。そちらに関しては場合によっては別途作業部会を設ける必要があるかもしれない。

(班ごとに議論)

E 班まとめ

○ E 班班長

- ・ 検討項目 34【交流】から検討項目 38【モニタリング】については、このままでよい。

検討項目 34【交流】について

- ・ 検討項目 37【国際交流】と一緒にしてもよいのではないか。
- ・ 交流はどのような目的の条文なのか。広域連合、先々は道州制を見据えたものなのかという議論があり、そうであればきちんと明文化したほうがよいという意見と、あまり大きいことを目指していくと真相が埋没しかねないという意見が出た。

検討項目 35【まちづくり活動への支援】について

- ・ 市長が選挙公約として「市民が選んだまちづくり団体に個人市民税1%を財政支援」と掲げており、このことは市の活性化に繋がるのでぜひ規定してもらいたい。
- ・ 旧大平町自治基本条例の条文の検討項目 34【交流】から検討項目 37【国際交流】は1つにしてもよいのではないか。その場合は次の3つを入れるべき。1つ目として他の自治体との連携として行政サービスや施設の相互利用、共通する課題への対応等。2つ目として県、国との関係として、県や国に対して制度や政策の改善に向けた取り組みを訴えていくこと。3つ目として国内国外との関係として、国内外の市民団体や研究機関との連携や交流、協力への支援。

検討項目 38【モニタリング】について

- ・ 市民会議の設置、運営の目的は「市民自治」の実現を図ることで、地方の活力なくして国の存在はありえない。住民の声を行政に反映させ、市と情報を共有することが本当の目的であるという意見があった。

検討項目 39【条例の見直し】について

- ・ 5年を超えない期間ごとに条例を見直すとしているが、その時々で条例に反映できるように、状勢の変化の激しいときには2、3年でも見直しをしてもらいたいという意見があった。
- ・ 全体についてであるが、今後5年間の暫定期間のうちに問題視されている都市計画税などの税は廃止すべきである。

○ 委員長

- ・ 何のための交流なのか、何のための連携なのか目的を明確にするべきで、方法手段もはっきりさせていくべきだが、条例の中でも曖昧な気がする。
- ・ 交流は、かつては文化交流が主だったが、今は経済的な交流が主になってきている。栃木県も昔は国際交流事業というと教育文化行政の部署であったのが、今は産業労働関係の部署にあり、明らかに経済交流に重点が置かれている。

F 班まとめ

○ F 班班長

- ・ 検討項目 34【交流】から検討項目 37【国際交流】については、関連付けて検討した。

検討項目 34【交流】について

- ・ あえて交流を入れる目的はなんなのか。

- ・ 検討項目 36【広域連携】と検討項目 37【国際交流】に関連付けて規定したらどうか。
- ・ 交流にも様々な種類があり、大平では他の地域との交流が文化団体を通して行われている。
- ・ 周辺市町との交流も重要であり、広域行政との関連もあるのではないか。

検討項目 35【まちづくりの活動への支援】について

- ・ 「支援を行うことができる」ではなく「支援を行う」とした方がよいのではないか。
- ・ 具体的な行政からの支援は何か。やはり財政的な支援や施設の支援を考えてしまうが、人的な支援が重要。

検討項目 36【広域連携】、検討項目 37【国際交流】について

- ・ 検討項目 34【交流】から検討項目 37【国際交流】までをひとつにまとめられないだろうか。

検討項目 38【モニタリング】、検討項目 39【条例の見直し】について

- ・ モニタリングとは一定の条件の下、一定の期間、実態の変化を見ているということだから、条例の見直しに関係が深く、条例の見直しとモニタリングは同時に必要なものだと思う。
- ・ 議論としては今の市民会議の組織を継続していくのか、もしくは5年後にまた新たにつくるのか。また、モニタリングとの関連はどうするのか。そういった疑問が残った。

○ 委員長

- ・ 今は議論をする時なのでまとめは後で条例骨子や条例案を検討する中で後から進めていけばよいと思う。
- ・ まちづくり活動への支援として、何のための支援なのか、どのように支援するのか。目的と手段を明確にする必要がある。
- ・ あまりに支援が手厚すぎると自立を損なうということもあって、旧大平町の自治基本条例は「自主的、自立的なまちづくり活動を促進するために」と謳っており、行き過ぎないための配慮というものが文言から伺われる。そういった配慮が必要。

A班まとめ

○ A班班長

検討項目 34【交流】から検討項目 37【国際交流】について

- ・ このままでよいが、他の班のように1つにまとめたほうがよいのではないかという意見があった。

検討項目 38【モニタリング】について

- ・ モニタリングを日本語で分かりやすく説明した方がよいのではないか。

検討項目 39【条例の見直し】について

- ・ 旧栃木市の条例第 37 条第 1 項に「施行の日から 5 年を超えない期間ごとに」と規定されているが 5 年が現状に照らし合わせて妥当かどうか、もっと検討委員会等を立ち上げて検討すべきではないか。仮に 3 年、2 年にということではなく、その都度自治基本条例が現状に照らし合わせてマッチしているかどうかを確認すべきではないかという意見があった。なぜなら、現状の世界の変化があまりに激しいためである。

○ 委員長

- ・ 検討項目 34【交流】と検討項目 34【国際交流】については、もう少しまとめることができると思われる。
- ・ 「モニタリング」という言葉について、日本語に置き換えたほうがよいのではないかという意見だが、イメージとしては「見守り」という言葉が日本語としては一番近い。「見守り」があって次に「見直し」ということになるのだが、もう少し言葉を工夫する必要があるのかと思う。

B 班まとめ

○ B 班委員

検討項目 34【交流】について

- ・ 旧大平町の条例第 52 条の「町」を「市」に直して、「その経験をまちづくりに生かすよう努める」というところを活かしてほしい。

検討項目 35【まちづくり活動への支援】について

- ・ 旧大平町の条例第 53 条の「町」を「市」に直して、「必要な支援を行うことができる。」を「必要な支援を行うよう努める。」としたらどうか。

検討項目 36【広域連携】について

- ・ 医療問題や災害時の連携は必要ではないかとの意見があり、広域連携は最も重要なことなので旧大平町の条例 54 条は規定すべき。
- ・ 医療問題は栃木市内の医療も大切だが、ドクターヘリ等を活かしていくためにも近隣市町との連携が不可欠。

検討項目 37【国際交流】について

- ・ 旧大平町の第 55 条はそのまま栃木市として国際交流を活発に行っていくうえでいろいろ考えたらよいのではないか。

検討項目 38【モニタリング】について

- ・ 旧栃木市の条例第 34 条で規定しているように自治基本条例の適切な運用を図るために市民会議の設置は必要であり、第 34 条第 3 項には報告されたことを公表しなければならないとあるが、ただ公表するだけ

ではなくきちんと修正した後に公表しなければならないのではないのか。

- ・ 旧栃木市の条例第 34 条第 4 項の市民会議に公募委員を半数以上含まなければならないという規定については、様々な市民が参加する中、公募委員が半数以上含まれていることが、ある意味で何かの折に問題にならないかという意見があった。

検討項目 39【条例の見直し】について

- ・ 5 年を超えない期間という期限が規定されているが、「社会情勢に照らして本市にふさわしいものであり続けているかどうかの検討を加え、」という文言に期限が含まれているのではないのか。
- ・ また、「見直し等」という文言には「公表」が含まれていると考え、市長に公表を求めることができるのではないかという意見があった。
- ・ 旧栃木市の条例第 37 条第 2 項の参画という言葉には期待を込めたい。

○ 委員長

- ・ 地域医療についての意見があったが、これまでは地域医療というものはあまり問題にはならなかったが、自治体としてはこれから大きな問題となっていくと思われる。大まかにいうと自治体というのは地域保健というものが中心で医療の問題というのは県レベルであったのだが、そうも言っていられなくなった。
- ・ 栃木県は 5 つの医療圏に分かれており、栃木市は県南医療圏になるわけだが医療圏の明確な区分もなくなってきている。地域医療を市としてどう支えていくのかは非常に重要なテーマだと思う。

C 班まとめ

○ C 班委員

検討項目 34【交流】について

- ・ 自治基本条例自体がまちづくりを中心としているので旧大平町の条例第 52 条の「町外の人々と交流を図り、」以降はいらぬのではないかという意見と、それに対して交流についてはよいものを積極的に学び生かすことは必要だから、「その経験をまちづくりに生かすよう努めるものとする。」という文言も加えてよいのではないかという意見があった。
- ・ 旧大平町の条例第 52 条から第 55 条までは関連があるので一つとして考えていいのではないか。文化、経済など色々な交流をまとめて一つの条文とすればよいのではないかという意見があった。

検討項目 35【まちづくり活動への支援】について

- ・ 地域自治の項目に入っているという意見と、支援はどこから受けるのかという意見があった。

- ・ 職員の解釈によって対応が変わってしまったり、市の都合で形を変えて対応するようなことがあってはならないという意見があった。
- ・ 市の責務や、市長の責務で同様な規定があったのでこちらで具体的に規定してもよいのではないか。

検討項目 36【地域連携】と検討項目 37【国際交流】について

- ・ 一括してということで、特にそのままよいのではないか。

検討項目 38【モニタリング】について

- ・ 班の総意としてはこのままでよいのではないかという意見だが、現在の自治基本条例市民会議は今後どのように関わっていくのだろうか、永続的に関わっていったらという意見があった。
- ・ 公募委員として出席率により、以降、他の公募委員に優先的になれるようにした方がよいのではないか。一方で、色々な意見を取り入れるために新しい方に出てもらった方がよいのではないかという意見もあった。

検討項目 39【条例の見直し】について

- ・ このままでよいという意見だが、5年を超えないとするべきか、5年ごととするべきかということで議論があった。きっちり決めると変えたい時に変えられないのではないか。社会情勢の変化が激しいことも踏まえて5年を超えない期間とすることで結論がついた。

○ 委員長

- ・ 自治基本条例を作った後に、どのようにモニタリングし、継続的に見直していくのかということが問題になるが、本来、条例を議決するのは議会の役割なので、市民会議にあまり大きな権限があるとそれに抵触する問題があるが、条例の中にきちっと規定すればよいのかもしれない。
- ・ ただし、本当に素人の市民だけで議論してよいのかという問題もあるので検討が必要。
- ・ どのような期間で見直しを行っていくのか、5年という期間に根拠があるのかということだが、根拠はない。ただ、5年ごととなると条例というより計画書になってしまう。最初のころは条文に不備があるなど、5年を待たずに見直す必要があるかもしれないが、見直しの期間をどう設定するかについても議論がある。

D班まとめ

○ D班 高橋委員

- ・ 検討項目 34【交流】から検討項目 37【国際交流】までが関連性があると思われたので一括して議論した。

検討項目 34【交流】について

- ・ 旧大平町の条例第 52 条についてはスローガンの内容で、大変よい内容だが、「経験をまちづくりに生かす」とまちづくりが目的になっており、交流自体をもう少し強調してもよいのではないか。
- ・ そもそも検討項目 34【交流】や検討項目 37【国際交流】の項目は自治基本条例に必要なのだろうかという議論があり、必要性は薄いのではないかという意見が出た。入れるとしたら交流全体についての規定をまとめることができないだろうか。

検討項目 35【まちづくり活動への支援】について

- ・ 条文の並びとして「交流」についての支援かと思っただが、実際はまちづくり全般に対する支援なのでこの並び順には違和感がある。
- ・ 旧大平町の自治基本条例では第 52 条から第 55 条までを 1 つの章として「交流及び連携」としているが、整理をした方がよいのではないか。
- ・ 検討項目 38【モニタリング】と検討項目 39【条例の見直し】についても関連性があるので一括して議論した。

検討項目 38【モニタリング】について

- ・ 旧栃木市の条例第 34 条については条例の見直しや、施行状況を検証する市民会議を設置するとあるが、設置のタイミングや期限の規定がない。また、常設の会議だとしたらどういう時に会議を開くのかの規定がない。例えば最低 1 年に 1 度や、どういった時に開くなどの規定が必要なのではないかという意見と、逆に細かい規定は設けずに市民会議の中で定めてもらった方がよいのではないかという意見があった。

検討項目 39【条例の見直し】について

- ・ 旧栃木市の条例第 37 条は第 34 条にくらべて簡素で大雑把に決まっている気がする。「市民の参画の下に」と規定しているので参画の方法を規定したり、第 34 条と同様に詳しいことについては別に定めるとした方がよいのではないか。逆に参画には様々な方法があるので、細かく規定すべきではないという意見もあった。
- ・ 旧栃木市の条例第 34 条、第 37 条等の条例を制定した後の事後観察の規定は必要であるから加えるべき。

○ 委員長

- ・ 基本的な用語「交流」や「参画」の定義を考えなければならない。
- ・ 手続きについてはどこまで自治基本条例に盛り込むべきか。あまり細かいことについては別に定めるとすればよいし、どうしても重要な要点については自治基本条例の中にきちんと定めなければならないということになる。

(2) その他：市民会議のこれからについて

- ・ 今回の会議で第1段階である全39項目の検討が終わった。次回以降は第2段階として条例の骨子の取りまとめに入る。
- ・ 次回以降は班ごとではなく全体で議論を行う。
- ・ これまでの議事録、ワークシートを基にどういった項目を取り入れるかを箇条書きにした条例骨子案をまとめて、これまでの議論と条例骨子案を見比べられる資料を用意する。
- ・ 条例骨子案は6月29日には前半部分を、7月12日には後半部分の検討を行う。
- ・ 項目によっては各班で意見が分かれ積み残しになっている論点について、再度集中的に議論する場を設けるかもしれない。

終了